

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成31年 3 月 15 日

金 曜 日

号 外(7)

## 目 次

### 規 則

○富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則	1
--------------------------------	---

## 規 則

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 5 号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の 3 の表中

「高精細 3 D プリンター（ワックス）」	1 式 1 時間	1, 190 円に造形材料 1 グラムにつき 80 円及びサポート材料 1 グラムにつき 20 円を加算した額
	につき	

を

「高精細 3 D プリンター（ワックス）」	1 式 1 時間	1, 190 円に造形材料 1 グラムにつき 80 円及びサポート材料 1 グラムにつき 20 円を加算した額
	につき	

デジタルデザイン検証装置	1 式 1 時間 につき	2,370円
大型 3 面シミュレーション装置	1 式 1 時間 につき	1,750円

に改める。

**第 2 条** 富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表 1 中「74,700円」を「76,100円」に、「92,800円」を「94,500円」に改める。

別表 2 の 1 の表中「840円」を「850円」に、「730円」を「740円」に改める。

別表 2 の 2 の表中「890円」を「900円」に、「340円」を「350円」に、「640円」を「650円」に、「2,330円」を「2,370円」に、「920円」を「930円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表 2 の 3 の表中「1,430円」を「1,460円」に、「1,690円」を「1,720円」に、「750円」を「760円」に、「850円」を「860円」に、「1,190円」を「1,220円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「1,750円」を「1,780円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例（平成31年富山県条例第21号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)